解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為をもって定めた解散の日（平成二十二年八月三十一日）に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十二日

茨城県つくば市松代二丁目一〇番地二
ＳＯＨＯつくば一〇四号室
財団法人化学・バイオつくば財団
代表清算人　平石　次郎

第二十二期決算公告

平成二十二年七月二十日現在

貸借対照表の要旨　（単位　千円）

資産の部

流動資産	一、	九三一、七〇四
固定資産	二、	六二三、一六四
合計		五五四、八六八

負債及び純資産の部

流動負債		四四〇、〇四九
固定負債		一二三、二〇六
株主資本	一、	九五〇、一七一
資本金		一三九、八〇〇
資本剰余金		九三、七四八
資本準備金		九三、七四八
利益剰余金	一、	七一六、六二三
利益準備金		三四、九五〇
その他利益剰余金	一、	六八一、六七三
評価・換算差額等		四一、四四〇
その他有価証券評価差額金		四一、四四〇
合計		五五四、八六八

（注）当期純利益　二六、九三九

平成二十二年十月十二日

東京都新宿区大久保二丁目四番一二号
ウチダユニコム株式会社
代表取締役社長　新家　俊英

配当公告

兵庫県尼崎市崇徳院一丁目三番地の四
破産者　有限会社五代建設

右の者に対する神戸地方裁判所尼崎支部平成二十年（フ）第一二二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金六七六、七二九、六一一円

一、配当することのできる金額

一般債権　金八、九七三、五三〇円

平成二十二年十月十二日

大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇六号室　破産管財人　森澤　武雄

配当公告

東京都調布市深大寺南町三丁目一七番地一深大寺レジデンスＦ一二一　破産者　光成　慎二

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成十九年（フ）第五七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三二二、七八三、〇〇八円

一、配当することのできる金額

金一五、三三〇、八九八円

平成二十二年十月十二日

広島県福山市若松町一〇番五号法友会館五階　破産管財人　岸田　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市清田区真栄二九番地、最後の住所札幌市清田区平岡一条二丁目一番一〇号　被相続人　亡　森　志利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

北海道岩見沢市一条西九丁目一番地五
相続財産管理人　金山　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区連坊二丁目三三〇番地の五、最後の住所仙台市若林区新寺四丁目一番六―七〇三号　被相続人　亡　持地　タヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

仙台市青葉区一番町二―一〇―二六号旭コーポラス一番町Ａ棟二〇六号
相続財産管理人　弁護士　井口　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字山崎字太子堂四三番地、最後の住所福島県伊達郡国見町大字山崎字耕谷二番地一四　被相続人　亡　大野　金男

平成二十二年十月十二日

大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇六号室　破産管財人　森澤　武雄

配当公告

東京都調布市深大寺南町三丁目一七番地一深大寺レジデンスＦ一二一　破産者　光成　慎二

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成十九年（フ）第五七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三二二、七八三、〇〇八円

一、配当することのできる金額

金一五、三三〇、八九八円

平成二十二年十月十二日

広島県福山市若松町一〇番五号法友会館五階　破産管財人　岸田　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市清田区真栄二九番地、最後の住所札幌市清田区平岡一条二丁目一番一〇号　被相続人　亡　森　志利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

北海道岩見沢市一条西九丁目一番地五
相続財産管理人　金山　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区連坊二丁目三三〇番地の五、最後の住所仙台市若林区新寺四丁目一番六―七〇三号　被相続人　亡　持地　タヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

仙台市青葉区一番町二―一〇―二六号旭コーポラス一番町Ａ棟二〇六号
相続財産管理人　弁護士　井口　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字山崎字太子堂四三番地、最後の住所福島県伊達郡国見町大字山崎字耕谷二番地一四　被相続人　亡　大野　金男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

栃木県足利市丸山町六一四番地の一清和ビル一〇一号富岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　富岡　規雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市借宿町三六六番地、最後の住所栃木県足利市田中町九三六番地一二　被相続人　亡　渡部　明哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

栃木県足利市丸山町六一四番地の一清和ビル一〇一号富岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　富岡　規雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市倉賀野町二〇一三番地、最後の住所群馬県前橋市日吉町一丁目一三番地サンローゼ山本一〇号　被相続人　亡　根岸　藤夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

群馬県前橋市大手町三丁目一一番六号弁護士法人群馬中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　矢田　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市大手町三丁目一一番六号弁護士法人群馬中央法律事務所　弁護士　矢田　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市倉賀野町二〇一三番地、最後の住所群馬県前橋市日吉町一丁目一三番地サンローゼ山本一〇号　被相続人　亡　根岸　寿子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

群馬県前橋市大手町三丁目一一番六号弁護士法人群馬中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　矢田　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区柴又六丁目二三番、最後の住所東京都葛飾区柴又六丁目二三番一号　被相続人　亡　梅原　亮雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

事務所東京都千代田区九段北四丁目一番三号飛栄九段北ビル一〇階ＬＭ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区東浅草一丁目一〇番地一、最後の住所東京都台東区今戸一丁目二番一五号　被相続人　亡　磯村　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

事務所東京都中央区銀座四丁目二番一号銀座教会堂ビル七階東京中央総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　勝久

第22期決算公告

平成22年10月12日
福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地

裏磐梯デコ平開発株式会社
代表取締役社長　小椋　敏一

貸借対照表の要旨（平成22年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,707
	固定資産	—
	合計	25,707
純資産の部 負債及び	流動負債	263
	固定負債	—
	株主資本	25,444
	資本金	20,000
	剰余金	5,444
	（うち当期純利益）	(49)
	合計	25,707